

政令第百三十二号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「復興特別所得税に係る次の」を「法第四章の規定の適用がある場合における次の」に改め、同項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第三十九項」を「第二十五条の十七第四十項」に、

「

第二十六条の二十八の三 の二第四項第三号及び第 四号	調整所得税額を控除した 金額	調整所得税額を控除した残額に 百分の二・一を乗じて計算した 金額と当該残額との合計額
----------------------------------	-------------------	--

」

を

「

第二十六条の二十八の三 の二第四項	控除した金額を控除した 金額	控除した残額に百分の二・一を 乗じて計算した金額と当該残額 との合計額を控除した金額
第二十六条の二十八の三 の二第五項第三号及び第 四号	調整所得税額を控除した 金額	調整所得税額を控除した残額に 百分の二・一を乗じて計算した 金額と当該残額との合計額

」

に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十七第三十九項」を「第二十五条の十七第四十項」に改める部分に限る。）は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。